



平成 27 年 5 月 21 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 博 展  
(コード番号：2173 東証 J A S D A Q)  
本 社 所 在 地 東 京 都 中 央 区 築 地 一 丁 目 13 番 14 号  
代 表 者 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 田 口 徳 久  
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 本 部 長 玉 井 昭  
電 話 番 号 0 3 ( 6 2 7 8 ) 0 0 1 0

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 21 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 29 条第 2 項及び第 38 条第 2 項の一部を変更するものであります。なお、第 29 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>金 2 4 0 万円以上であらかじめ定めた額又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u>	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間に、同法第 423 条第 1 項に定める責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>法令が規定する額とする。</u>
(監査役 of 責任免除) 第38条 (条文省略) 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>金 2 0 0 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u>	(監査役 of 責任免除) 第38条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に定める責任</u> を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>法令が規定する額とする。</u>

# NEWS RELEASE

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 24 日（水曜日）

以上